

(仮称) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案) 骨子に対する意見(要旨)と市の考え方

| 意見 番号 | ご意見(要旨) | 回答 |
|----------|---|---|
| 1 | 設備基準が厳しくなりすぎてしまうと、閉所せざるを得ない事業所が出来てしまうのではないかと。 | 運営基準にあたる非常災害対策計画の周知範囲を拡大することの他は、千葉県基準条例を踏襲しており、設備基準や人員配置基準を厳しくするものとはしていないため、従来の事業展開が可能と考えております。 |
| 2 | 事業所の方々の声(意見)も、きちんと聞いてほしい。 | 条例(案)を検討するにあたり、今回のパブリック・コメントについて市内全事業所に通知し、また市主催の事業所講習会にて周知を図り、意見を伺いました。今後も施設巡回等を通じて、事業者側の声を伺って参ります。 |
| 3 | 放課後等デイサービスの質の向上に繋がる制度にしてほしい。 | サービスの質の向上に向け、施設巡回等を行う予定です。いただいたご意見を踏まえ適切な支援に向け取り組んで参ります。 |
| 4 | 市の方で防災への対策強化として基準を強めたという点について、防災の観点から必要なことだと思うが、この強化により、児童発達支援事業への参入が少しでも難しくなることは考慮しなければならない。 | 近年震災や風水害等の自然災害が甚大な被害をもたらしていることを考慮し、非常災害時の避難方法や避難先、連絡体制などについて、障害児を含めその家族等に対して周知することで安心・安全を図ることとしたものです。児童発達支援、放課後等デイサービスのガイドラインにおいても非常災害対策計画の保護者への周知は記載されており、事業者の参入を妨げるものではないと考えます。 |
| 5 | 児童発達支援にまつわる事業は、今現在こども発達相談センターやマザーズホームなど、まだ船橋市も直営でも行っているようですが、法改正もあり原則は民間が担うべき事業だと思う。監査や指導の権限が移譲されたこの機会に、民間が参入しやすいように監査や指導の基準を和らげ規制緩和を図る方向で条例などを制定してほしい。 | 行政運営に関するご意見につきましては、行財政改革の一環として、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、現行の千葉県の基準条例(国の基準と同等)はサービスの体制を維持するための必要最低限の基準と考えており、本市が定める条例において、その基準を緩和するものとはしておりません。 |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | <p>ただ預かる場所ではなく、支援を行う場としての覚悟と自覚を向上させるような、質をあげる基準設置をお願い致します。</p> | <p>基準については基本的に千葉県基準条例を踏襲しております。施設巡回等を通じて、事業者がガイドラインに沿った適正な運営を行うよう取り組んで参ります。</p> |
| 7 | <p>子供の困りごとや、支援の内容は様々なので、職員の配置基準を厳しくしてほしい。</p> | <p>職員の配置の基準については千葉県基準条例を踏襲しております。施設巡回等を通じて、サービスの質の向上に向けて取り組んで参ります。</p> |
| 8 | <p>防災安全の基準を厳しくしてほしい。</p> | <p>近年震災や風水害等の自然災害が甚大な被害をもたらしていることを考慮し、非常災害時の避難方法や避難先、連絡体制などについて、障害児を含めその家族等に対して周知することで安心・安全を図ることといたしました。</p> |